

令和5年6月 日

太宰府市長 楠 田 大 蔵 様

太宰府市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 熊 谷 善 昭

太宰府市情報公開条例の改善の方向性に関する提言（建議）（案）

本審議会は、太宰府市情報公開条例の改善の方向性を、別紙のとおり建議として取りまとめた。

太宰府市においては、本建議の趣旨に沿い、情報公開条例の見直しに当たるよう要請する。

太宰府市情報公開条例の
改善の方向性に関する提言（建議）

太宰府市情報公開・個人情報保護審議会

令和5年〇月〇日

目次

1. はじめに	2
2. 本市の情報公開制度の特徴について	3
(1) 定義・用語①（公開・開示の客体）	3
(2) 定義・用語②（請求権の名称－公開か開示か－）	3
(3) 実施機関の責務	3
(4) 利用者（情報公開請求者）の責務	4
(5) 情報公開請求者の範囲	4
(6) 情報公開請求の件数	4
(7) 起算日	5
(8) 標準審理期間	5
(9) 実施機関以外の情報公開①（出資法人）	5
(10) 実施機関以外の情報公開②（指定管理者）	5
3. 直ちに改正を検討すべき事項とその方向性	6
(1) 第2条第1号	6
(2) 第2条第2号	6
(3) 第2条第3号	7
(4) 第6条	7
(5) 第7条第1項	8
(6) 第7条第1項及び第2項	9
(7) 第9条	10
(8) 第10条第2号	10
(9) 第10条第3号	12
(10) 第10条（号の追加）	12
(11) 第13条第4項、第6項及び第7項	13
(12) 第19条	13
(13) 全条項共通	15
4. 引き続き検討すべき事項	16
(1) 第10条	16
(2) 第21条	16
5. おわりに	18

1. はじめに

平成9年10月1日に太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号。以下「現行条例」という。）が施行されてから、四半世紀余りが経過したところであり、現行条例第1条に掲げられた「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、市の保有する情報の公開に必要な事項を定め、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政への市民参画を促進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の一層の推進に寄与する」との目的の下、情報公開に関する取組は本市に定着したとあって過言ではない。

これまでの25年余りの制度運用実績を振り返れば、評価すべき事項がある一方で、改善すべき事項があることも否定できない。加えて、行政情報管理において、情報公開制度は、個人情報保護制度とともにその両輪を担うものであるところ、先般、個人情報保護法制が国を含め一元化されるなど制度の在り方が議論されてきたのに対し、本市の情報公開制度については、公開請求件数が急増し、また、取り巻く状況に変化が生じてきているといった事情の変更があるにも関わらず、制度自体の検証はなされてこなかった。

このような経緯に鑑み、太宰府市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、これまでの本市における情報公開法制に係る課題・検討事項を精査した上で、本市の情報公開制度について、規定を充実・適正化することにより、現行条例が規定する目的の実現に向けて更に歩を進めていくとともに、持続可能で安定的な運用がなされるものとして発展させていくために、一石を投じるべく、改善の方向性について建議するものである。

2. 本市の情報公開制度の特徴について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）では、「行政機関」が保有する情報について規律しているところ、この「行政機関」に地方公共団体は含まれておらず、地方公共団体の情報公開について規定する情報公開法第 25 条では、地方公共団体は、情報公開法の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないと規定されるにとどまっている。これは、地方公共団体における情報公開条例の制定が情報公開法の制定に先行していたことや、憲法における地方自治の趣旨からしても地方公共団体が自律的に情報公開施策を策定し、実施することが適当であることから、上記のような規定が設けられることになった次第である。

本市でも、情報公開法の制定に先立つ平成 9 年に現行条例を制定しており、全国の地方公共団体に目を向ければ、「情報公開条例等の制定・運用状況に関する調査結果」（平成 30 年 3 月総務省自治行政局行政経営支援室）によると、20 の指定都市を除く 1,721 市町村のうち、1,720 市町村が情報公開条例等を制定済みである。一方で、その内容については必ずしも一様ではないものの、共通する内容も多い。以下では、主として、近隣の地方公共団体の条例や全国的な傾向と比較し、現行条例が規定する本市の情報公開制度の特徴を指摘する。

(1) 定義・用語①（公開・開示の客体）

公開・開示請求の対象となる客体について、近隣の地方公共団体の条例では「行政文書」（春日市）や「公文書」（福岡県、福岡市、筑紫野市、大野城市、那珂川市）と規定しているのに対し、本市では「情報」と規定しているものの、規定内容は他の地方公共団体と同様である。

(2) 定義・用語②（請求権の名称－公開か開示か－）

条例で規定する請求権の名称について、近隣の地方公共団体の条例では「開示（請求権）」（福岡県、筑紫野市、春日市、大野城市、那珂川市）や「公開（請求権）」（福岡市）と規定しており、本市は「公開（請求権）」と規定しているものの、規定内容は「開示」と同様である。

(3) 実施機関の責務

実施機関の責務について、情報の公開に積極的に応えるよう努めるとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨を規定しているが、あくまでその対象は個人に関する情報に限定されている。この点は近隣の地方公共団体の情報公開条例でも同様であるが、不開示（非公開）となる情報の程度的基準は異なっている。

(4) 利用者（情報公開請求者）の責務

利用者（情報公開請求者）の責務について、近隣の地方公共団体の条例では「開示を請求する権利を行使しようとするものは、当該権利の行使が権利濫用とならないよう努めなければならない」、「適正な請求に努める」といった請求時における権利濫用に係る規定を設けているのに対し、本市では「情報の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用するとともに、その情報を濫用し、第三者の権利を侵害することのないよう努めなければならない」と規定し、請求時における権利濫用には言及せず、請求の結果得られた「情報」の濫用に係る規定しか設けていない。

この点、現行条例は、請求における権利濫用を想定していない前提の規定になっていると考えられる。

(5) 情報公開請求者の範囲

条例で規定する開示請求又は公開請求を行うことができる請求者の範囲について、近隣の地方公共団体の条例では「何人も…請求することができる」と規定しており、本市も同様に規定し、請求者に制限を設けていない。他方、「情報公開条例等の制定・運用状況に関する調査結果」（平成30年3月総務省自治行政局行政経営支援室）によると、指定都市を除く市町村において、請求者に制限を設けていないのは、1720団体のうち905団体（52.6%）であり、その他の団体では、住民、地方公共団体の区域内に事務所・事業所を有する法人・個人事業主、地方公共団体の区域内の事業所・学校等への通勤・通学者といった制限を設けている。

この点、一般に、請求者を区域内に限定する地方公共団体は住民自治に力点が置かれていると考えられ、また、区域内に限定していない地方公共団体は行政運営の透明性確保に力点が置かれていると考えられる。

(6) 情報公開請求の件数

「情報公開条例等の制定・運用状況に関する調査結果」（平成30年3月総務省自治行政局行政経営支援室）によると、指定都市を除く市町村において、1,721団体のうち1,403団体が情報公開の実施状況を公表している。また、情報公開請求件数は合計で145,604件¹となっており、単純計算すると、一団体当たり103.8件となる。上記調査において、太宰府市は平成28年度の請求として70件と回答していたところであるが、令和4年度においては、341件となっており、請求件数が大きく増加している。

¹ 地方公共団体によって運用が異なっており、1件の請求において、複数事項にわたる請求を許容していない団体とそうでない団体があるため、件数だけでは単純に比較ができない面がある。太宰府市では、1件の請求において複数事項にわたる請求を許容する運用としているため、実際に公開等決定を行うべき数は、請求件数より多くなる。

(7) 起算日

起算日について、民法第140条では、日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しないと規定しており、また、同法第138条では期間の計算方法は、法令若しくは裁判上の命令に特別の定めがある場合又は法律行為に別段の定めがある場合を除き、この章の規定に従うと規定している。したがって、「翌日から起算して」といった文言がなくとも翌日から起算することになるが、現行条例においては、期間に関する各条項において、入念的に「翌日から起算して」と規定している。

この点、現行条例は、専門知識がなくとも理解できるよう一般的な分かりやすさを重視しているものと考えられる。

(8) 標準審理期間

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第16条では、行政庁に標準審理期間として、審査請求が到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定める努力義務を課しているところ、本市では、審査請求を受け付けてから裁決をするまでの期間について日数を明記している。近隣の地方公共団体の条例では日数を明記していないものも多い。

(9) 実施機関以外の情報公開①（出資法人）

出資法人の情報公開について、近隣の地方公共団体の条例では市が出資法人に対して講ずる事項及び出資法人が自ら講ずる事項を規定しているのに対し、本市は市が出資法人に対して講ずる事項のみを規定している。

(10) 実施機関以外の情報公開②（指定管理者）

指定管理者の情報公開について、近隣の地方公共団体の条例では市が指定管理者に対して講ずる事項及び指定管理者が自ら講ずる事項を規定しているのに対し、本市はいずれの規定も設けていない。

3. 直ちに改正を検討すべき事項とその方向性

本節では、審議会における調査審議や太宰府市におけるこれまでの調査研究の結果を踏まえ、直ちに既存規定の改正や規定の新設を検討すべき必要があると考える条項とその方向性について、審議会の考えを現行条例の規定順に沿って申し述べる。

なお、複数の条項にわたる事項については、便宜上、初出の条項又は関連度合いが特に高い条項に記載している。また、規定を新設すべき事項については、関連度合いが高い規定に記載している。

(1) 第2条第1号

<論点①：「土地開発公社」>

第2条第1号で定義する「実施機関」は、情報の公開をしなければならない義務を負う主体である。したがって、市の執行機関と同視できるものについては、本号で漏らさず規定することが望ましい。

太宰府市土地開発公社については、太宰府市の管財担当及び市議会議員がその役員を兼務し、また、その業務が高度の公共性を有していることに鑑みれば、実施機関の一つとして位置付けることが適当であることから、このような方向で条例改正を検討すべきである。

<論点②：「公営企業管理者」>

また、太宰府市では、太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第239号）第3条において管理者を置かないものとする規定していることから、本号においては実施機関の一つの主体として公営企業管理者を規定することは適当でなく、「市長」との文言でこれを読み込むか、入念的に「市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む。）」といった文言とする方向で条例改正を検討すべきである。

(2) 第2条第2号

<論点③：「情報」>

第2条第2号で定義する「情報」は、公開請求の対象を規定しており、他の地方公共団体の情報公開条例や国の情報公開法においては、「行政文書」や「公文書」との用語を用いている。

第2条柱書では、「この条例において」と規定しており、現行条例における全ての「情報」との用語が本号で規定する意味で用いられる構造となっている。他方、現行条例においては、定義する意味とは異なる辞書的な意味で「情報」との用語が用いられるべき箇所が見られることから、公開請求の対象としての用語として、「情報」との用語を用いるべきではない。

本号で定義する用語としては、「行政文書」又は「公文書」と規定する方向で条例改正を検討すべきである。なお、これに伴い、現行条例において、辞書的な意味で「情報」と規定している部分を除き、「情報」を「行政文書」又は「公文書」と改め

る必要が生じることに留意されたい。

(3) 第2条第3号

＜論点④：「公開」＞

第2条第3号では「情報の公開」を定義している。法令用語辞典（第11次改訂版 学陽書房）によると、「開示」とは、「他人に、物又は事柄の内容、性質、数量等が明らかに分かるよう示す、見せるの意味」であるところ、現行条例では全体を通じて、「開示」との文脈において「公開」との用語を用いており、適当ではない。

第16条の条見出しや第19条の条見出しのように、辞書的な意味で「公開」との用語を用いている場合を除き、「開示」との用語に改める方向で条例改正を検討すべきである。

なお、「情報の公開」については、法令用語や辞書的な意味とは異なる用語として用いていることから本号において定義することに意義があったと考えられるが、「公開」を「開示」と改めるのであれば、本号を設ける意義についても改めて検討する必要があると考える。

(4) 第6条

＜論点⑤：請求者が補正に応じない場合の対応＞

第6条第1項では、公開請求をしようとするものは公開請求書を実施機関に提出しなければならないとし、同条第2項では、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるとしており、近隣の地方公共団体においても同様の規定を設けている。

加えて、近隣の地方公共団体の情報公開条例においては、相当の期間内に公開請求者が正当な理由なく適切な補正を行わないことにより開示可否決定（公開等決定）を行うことができない場合、これを却下することができる旨の規定を設けているものがあるが、現行条例においてこのような規定は設けていない。

この点、太宰府市行政手続条例（平成9年条例第5号）第1条第2項では、条例等に基づく処分及び届出並びに市の機関が行う行政指導に関する手続に関し同条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによると規定しており、また、同条例第7条では、条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならないと規定している。

この規定は、相当の期間を経過しても申請の不備が補正されない場合には、その申請により求められた許認可等は原則として拒否されると解されていることから、現行条例に明文規定がなくとも、太宰府市行政手続条例第7条に基づき却下することは可能であると考えられる。他方、このような解釈を用いた上での行政処分は、一般的な分かりやすさを欠いており、市民の知る権利を尊重することを目的規定に謳っ

ている現行条例の精神にそぐわないとも考えられる。

以上を踏まえると、新たに1項を設けて、相当の期間を経過しても申請の不備が補正されない場合は却下できる旨を入念規定として新設する方向で検討すべきである。

<論点⑥：反覆する公開請求への対応>

近隣の地方公共団体の情報公開条例においては、正当な理由なく同一の内容の開示請求（公開請求）を何度も繰り返し行うこと等により当該開示請求が権利の濫用に当たると認められる場合には開示請求を却下することができる旨の規定を設けているものがあるが、現行条例においては、このような規定を設けていない。

公開請求は何人にも認められた権利であり、これを却下するものは最小限にすべきであることは論を俟たないが、情報公開条例の目的規定の趣旨に反した公開請求が一部あることも事実であり、一定の要件の下に慎重かつ厳格な検討が行われることを前提とし、これを却下すべき妥当性が認められる。

権利濫用が許容されないことは法の一般原則であり、明文の規定がなくとも認められるものであるものの、裁判例において権利濫用と当たるとされたものはいずれも事例判断であると考えられ、条例において明確な基準として規定することは困難である。仮に権利濫用との事実認定は困難であっても、一定の類型を設けることで、却下する場合を明記する妥当性が認められる。

太宰府市の運用実態を踏まえると、その代表例として同一内容を含む請求が反覆するものが挙げられ、これらを明記することで同様の請求を一定程度抑止する効果も期待される。

また、同一の請求者が過去に公開した情報を開示せず、新たに公開請求があった情報のみを開示するといった一部公開（部分開示）とする規定を設けることも想定される。しかしながら、仮に、大量の文書について閲覧の請求があった場合を想定すると、大量の文書ゆえ、写しの交付ではなく閲覧となることを見込まれる。このような場合、全ての情報を一度の閲覧で理解されることは期待できず、閲覧が数回にわたることも十分にありうると考えられると同時に、悪意をもって反覆した請求がなされる場合も観念される。この場合、前者においては、新たに公開請求があった情報のみを公開すれば足りるとは必ずしも考えられず、一部公開（部分開示）とすることは必ずしも適当ではない。他方、後者については、上述した却下の規定を設けることで、十分に対応できるものと考えられる。

以上を踏まえると、運用実態を踏まえて観念される却下すべきことに妥当性がある場合を類型化し、これを却下することができる旨を規定する方向で条例改正を検討すべきである。一部公開（部分開示）に関する規定新設の是非については、本提言に基づく条例改正後の運用実態を注視しながら検討していくことが適当である。

(5) 第7条第1項

<論点⑦：「受理」>

第7条第1項並びに第13条第3項及び第4項では、「受理」との用語を用いている。

太宰府市行政手続条例第7条では、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない旨及び条例等に定められた申請の形式上の要件に適合性を審査する旨を規定しており、実質的に内容を審査すべきものとして受け取ることを意味する「受理」との概念を明確に排除している。

太宰府市行政手続条例は、条例等に基づく処分及び届出並びに市の機関が行う行政指導に関する手続に関し、共通する事項を規定しているところ、一定の処分及び行政指導についてはその適用を除外しているものの、公開請求に関する手続は除外していないことから、現行条例において「受理」との用語を用いることは適当ではない。

以上を踏まえると、「受理」との用語を用いずに規定する方向で条例改正を検討すべきである。

(6) 第7条第1項及び第2項

＜論点⑧：公開等決定までの期限＞

第7条第1項では、公開請求書を受け付けてから公開等決定を行うまでの期限（14日以内）を、同条第2項では、期限までに公開等決定をすることができないことについてやむを得ない理由があるときは期限を30日以内に限り延長することができる旨を規定している。本規定は、起算日を明確化する観点での改正が行われたことはあるものの、期限及び延長期限の日数自体の見直しは行われてこなかった。

その一方で、公開請求の件数は急増しており、平成28年度では70件であったのに対し、令和元年度では132件、直近の令和4年度では459件となっており、条例制定時とは明らかに状況が変化している。こうした公開請求の件数増加の結果、これらに伴う行政事務も大幅に増加しているため、令和4年度では14日以内に公開等決定を行うことができずに期限を延長した案件が63件あり、同年度の請求件数の18.4%をとなっており、63件のうち下半期のものが43件となっていることから、このような傾向は今後も継続又は拡大していくことが想定される。

また、期限は、公開等決定を行うまでの標準処理期間という側面も有している。太宰府市行政手続条例第6条では、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、公にしておかなければならない旨を規定している。この規定の趣旨に鑑みれば、期限の延長は最小限にとどめるべきであり、広く期限を延長して対応すべきという考えは阻却すべきであると考ええる。

以上を踏まえると、公開等決定までの期限については延長する方向で条例改正を検討すべきである。他方、現行の運用において、14日以内の期限とプラス30日以内の延長期限内に処理できなかった事案はないとのことであることから、いたずらに公開等決定までの期間を長くしないとの観点より、期限の拡大に伴い、延長期限

の縮小も併せて検討すべきである。

＜論点⑨：期限の特例＞

近隣の地方公共団体の情報公開条例においては、開示請求（公開請求）に係る行政文書が著しく大量であって、その全てについて期限を延長しても開示決定等（公開等決定）をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、相当の部分について期間内に開示決定等（公開等決定）をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等（公開等決定）をすれば足りる旨の規定を設けているものがある。しかし、現行条例においてこのような規定は設けていない。

太宰府市では、これまで一度に大量請求を受け付けた実績はないとのことであるが、上述のとおり、公開請求の件数が急増しているため、今後、大量請求事案が生ずる蓋然性は低いとは言えないと考える。期限の特例に関する規定を新設することにより、制度趣旨から逸脱した大量の公開請求を抑止することに少なからず効果が見込めることに加え、大量請求がない場合は当該規定が適用されないだけであることから、規定の新設に不利益はないと考える。

以上を踏まえると、期限の特例に関する規定を新設する方向で条例改正を検討すべきである。

(7) 第9条

＜論点⑩：開示（公開）を受ける者の申出期間＞

第9条では、公開をする旨の決定をしたときは、速やかに、公開請求者に対し、情報の公開をしなければならない旨を規定し、また第7条第3項では、公開等決定をしたときは、速やかに、公開請求者に対し、決定の内容を書面にて通知しなければならないと規定しており、近隣の地方公共団体においても同様の規定を設けている。

加えて、近隣の地方公共団体の情報公開条例においては、請求者（開示を受ける者）は、書面による通知があった日から一定の期間内に開示の申出をしなければならない旨の規定を設けているものがあるが、現行条例においてこのような規定は設けていない。

太宰府市でも、公開請求者が来庁することを拒み、請求した情報の写しの交付に要する費用の納入を行わずに年度末を迎えたため、年度内に費用の会計処理を行うことができなかつた事案が複数存在している。正当な理由がないにもかかわらず、公開の申出を行わない者を許容することは、情報公開制度の持続的運営の観点から望ましくない。

以上を踏まえると、公開（開示）を受ける者の申出期間を新設する方向で条例改正を検討すべきである。

(8) 第10条第2号

＜論点⑪：非識別情報の公開＞

第10条第2号では、非公開情報（不開示情報）としての個人に関する情報について、特定の個人が識別され、又は識別され得るものと規定している。近隣の地方公共団体においても、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）と規定しており、表現は異なるものの、同様の規定を設けている。

加えて、近隣の地方公共団体の情報公開条例においては、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについても不開示情報（非公開情報）としているものがあるが、現行条例においてはこれを非公開情報として規定していない。

個人に関する情報を非公開情報として保護する目的は、個人の正当な権利利益の保護であり、個人が識別されない情報であっても、公開することが個人の権利利益を害することが考えられることから、このような情報を公開することは適当ではない。

以上を踏まえると、非識別情報であっても公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報については、非公開情報とする方向で条例改正を検討すべきである。

<論点⑫：公益上の義務的開示>

近隣の地方公共団体の情報公開条例においては、個人に関する情報として不開示情報（非公開情報）に該当する情報であったとしても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については不開示情報（非公開情報）から除外しているものがある。しかし、現行条例においては、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を除き、このような規定を設けていない。

個人に関する情報は、個人の正当な権利利益の保護のために非公開としているところであるものの、非公開により保護される利益と公開により保護される利益を比較衡量した場合、後者が前者に優越する場合も観念される。比較衡量に当たっては慎重な検討を要することは論を俟たないが、一定の場合においては、情報を公開することが適当である。

以上を踏まえると、個人に関する情報について、公益上の理由により公にする必要があると認められる情報については、非公開情報から除外する旨の規定を新設する方向で条例改正を検討すべきである。なお、地方公共団体によっては、公益について規定する用語が異なっているところであり、用語の規定ぶりは精査する必要がある。

また、本論点は、個人に関する情報以外の情報であっても、同様のことが言えるため、他の号（既に規定が設けられている第3号を除く。）についても併せて検討すべきである。

なお、本件に関する近隣の地方公共団体の条例や国の情報公開法の規定には、比較を意味する「より」との文言は用いられていないが、公開により保護される利益

の程度は、公開請求の対象となる情報次第であり、比較衡量されることが当然の前提になっていることに留意が必要である。

(9) 第10条第3号

＜論点⑬：非公開とする程度的基準＞

第10条第3号では、非公開情報（不開示情報）としての法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報について、公開することにより、競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められるものと規定しているのに対し、近隣の地方公共団体の情報公開条例においては、「明らかに」「認められる」といった文言を規定していない。また、現行条例では、他の号においても「著しく」（害する）といった規定を設けているのに対し、近隣の地方公共団体の情報公開条例においてはこのような文言を規定していない。

このような文言を規定していない近隣の地方公共団体においては、「競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を害するおそれがある情報」であれば不開示（非公開）となり、それらの情報は保全されることになる。他方、現行条例では「競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められる」情報であれば、非公開となるが、明らかに害するとは認められないが害するおそれがある情報は公開されることになるため、情報は保全されないことになり、法人等又は事業を営む個人に損害を与え、また、このような不確実性を孕む太宰府市は、法人等や事業を営む個人から忌避される結果をもたらしかねない。

行政情報管理において、保護と公開は両輪であり、両者は権衡しなくてはならない。現行条例では、個人に関する情報について、両者は権衡していると考えられるが、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報について、明らかに権衡を失していると言わざるを得ない。

現行条例は、情報公開のみの観点では、評価すべき点もあると考えられるが、行政運営全体の観点では、評価できるものではなく、是正すべきものである。

以上を踏まえ、「明らかに」「認められる」といった文言を用いずに規定する方向で条例改正を検討すべきである。同様に、他の号における程度的基準についても、国等（国又は他の地方公共団体その他の地方公共団体）への保護と公開のバランスを踏まえ、条例改正を検討すべきである。

(10) 第10条（号の追加）

＜論点⑭：差別につながるおそれがあるセンシティブ情報＞

近隣の地方公共団体の情報公開条例においては、公にすることにより、社会的差別につながるおそれがあるものについても不開示情報（非公開情報）としているものがあるが、現行条例においては非公開情報としてこのような規定を設けていない。

公にすることにより、差別につながり得るようなセンシティブ情報を非公開情報とする意義は認められると考える一方で、「社会的差別」との文言について、個人に

よってその範囲は異なると考えられ、また、法令用語として確立しているものでもないことから、条例で規定する用語としては、必ずしも適当ではないと考える。規定する以上はその外延を可能な限り明確にする必要があり、曖昧模煇な表現を用いて非公開となる範囲をいたずらに広げないように留意する必要がある。

以上を踏まえると、新たに非公開情報を追加すべく条例改正を検討するのであれば、対象となりうる情報を明確にした上で、必要十分かつ最小限の範囲となるよう規定すべきである。

(11) 第13条第4項、第6項及び第7項

<論点⑮：審査請求に係る審理期間>

第13条第4項では、実施機関は審査請求を受理した日から14日以内に太宰府市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない旨を、同条第6項では、審査会は諮問を受けた日から60日以内に審査の結果を答申しなければならない旨を、同条第7項では、実施機関は14日以内に裁決をし、その理由を付して審査請求人に通知しなければならない旨を規定しているところ、これらの日数について延長を認める規定は設けていない。他方、近隣の地方公共団体の情報公開条例においては、このような審査期間を必ずしも設けていない。

この点、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第16条では、行政庁に標準審理期間を定める努力義務を課しており、その意味で現行条例は肯定すべきものである。他方、審査請求の内容によっては、行政庁や審査会において十分な検討・審議に時間を要するものがあり、結果として不十分な検討・審議につながりかねないことが懸念されることから、審理期間について延長や例外を許容する規定がないことについては、適当ではないと考える。

以上を踏まえると、審理期間については、延長規定や例外規定を設ける方向で条例改正を検討すべきである。

(12) 第19条

<論点⑯：出資法人の情報公開>

第19条では、出資法人の情報公開に関し、市長は出資法人に対し、現行条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとするとしており、主体を市長とし、客體を出資法人として指導に関する努力義務を課しているのに対し、近隣の地方公共団体の情報公開条例でも同種の規定を設けているところ、努力義務ではなく法的義務として規定しているものや、市に対し、指導だけでなく助言も規定しているもの、単に必要な措置と規定しているものあり、内容は一様ではない。また、主語も実施機関としているものもあれば、単に市としているものもある。

加えて、近隣の地方公共団体の情報公開条例においては、出資法人に直接義務を課す規定も設けており、その内容は一様ではなく、条例の趣旨にのっとり必要な措

置を講ずる努力義務や実施機関から情報の提出を求められた際に応じる努力義務などが規定されている一方、現行条例においては出資法人に直接義務を課す規定を設けていない。

出資法人は、高度の公共性を有していることから、出資法人に直接義務を課す規定を設ける意義はある。他方、市とは異なる法人であり、太宰府市土地開発公社のような市との一体性を有していないことから、実施機関として位置付けるべきものではなく、法的義務を課すことも適当ではないが、条例に沿った取組を求める意義が認められる。

市に課すべき義務の内容について、指導に加えて助言と規定しているものや単に必要な措置とのみ規定しているものもあるが、地方公共団体とは別の法人格であり、同一性のない出資法人に対し、指導より強い関与の規定を設けることは適当ではないと考える。

以上を踏まえると、出資法人（市が出資している法人で規則に定めるもの）に条例の趣旨にのっとり必要な措置を講ずる努力義務を課す方向で条例改正を検討すべきである。また、下記で申し述べる指定管理者の情報公開とのバランスを踏まえると、市に課すべき義務は努力義務が適当である。

<論点⑱：指定管理者の情報公開>

近隣の地方公共団体の情報公開条例においては、指定管理者の情報公開に関し、公の施設の管理に関する情報について、指定管理者に対し、情報公開条例の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずる努力義務を課し、実施機関に対し、指定管理者から文書の提出を求める法的義務又は努力義務を課すものがあるが、現行条例においては、指定管理者に対する義務規定も実施機関に対する義務規定も設けていない。

また、近隣の地方公共団体の情報公開条例において、出資法人の情報公開と指定管理者の情報公開に関する規定を比較した場合、同程度の規定を設けているものがある一方で、指定管理者により強い規定を設けているものがある。

この点、指定管理者としての指定は、行政組織法上の委任行政にあたると解され、加えて、ここでいう委任は、民法上の代理の観念ではなく、行政官庁法理における委任として理解されるべきものである。

したがって、受任する公の施設の管理に関する情報の範囲においては、実施機関と同視すべき面があるとも言える。他方、あくまで指定管理者は地方公共団体とは人格が異なる法人その他の団体であり、実施機関と同視すべきでない面もあわせ持っている。これら二つの面に関して出資法人の情報公開との関係と相対的に比較した場合、後者の面からは、別人格たる法人その他の団体については出資法人と同様の規定も設けることが適当であると考えられ、前者の面からは、市が相手方（出資法人又は指定管理者）へ関与すべき度合いについては、指定管理者へのそれの方がより大きいと考えられる。

以上を踏まえると、指定管理者の情報公開については、指定管理者に課すべき義務は出資法人のそれと同程度にし、市を主体として指定管理者を客体とする義務に

については、出資法人では努力義務とし、指定管理者では法的義務とする規定を設ける方向で条例改正を検討すべきである。

(13) 全条項共通

<論点⑱：用語の標準化>

現行条例では、近隣の地方公共団体の情報公開条例や国の情報公開法と異なる文言を用いている例が散見される。具体の必要性に立脚して異なる文言を用いることは否定されるべきことではないことは当然であるが、必ずしもそうでないと考えられるものも見受けられる。

法令における用語については、同一内容を表現する場合は同一の文言を用いることが基本であり、他の地方公共団体の条例や国の法令にない文言を用いるのであれば、それが何を意味するのか、他の文言との重複する内容は含まれていないかといった基本的な整理が適確に行わなければならない。また、独自の文言を用いる場合は、市の責任においてその解釈を行わなければならない。

本提言を受けた条例改正の検討を進める上では、近隣の地方公共団体の情報公開条例や国の情報公開法と比較し、真に必要な文言を整理し、用語の標準化を進めていかななければならない。

<論点⑲：関連規定との整合性確保>

本提言では、主な論点を対象に審議を行ったものであり、細かなものを含めた全ての論点を議論の俎上に載せたものではない。したがって、本提言における論点において明示的に触れられていない事項であっても、本提言と整合的なものについて条例改正を検討することは、否定されるべきではなく、むしろ積極的に検討していくことが望ましい。

4. 引き続き検討すべき事項

本節では、審議会における調査審議や太宰府市におけるこれまでの調査研究の結果を踏まえ、直ちに既存規定の改正や規定の新設を検討すべきとまでは言えないものの、引き続き検討していく必要があると考える条項とその概要について、審議会の考えを現行条例の規定順に沿って申し述べる。

なお、規定を新設すべき事項については、関連度合い高い規定に記載している。

(1) 第10条

<論点⑳：公益上の理由による裁量的開示>

近隣の地方公共団体の情報公開条例では、不開示情報（非公開情報）であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示することができるとの規定を設けているものがあるが、現行条例はこのような規定を設けていない。

このような規定は、開示することの利益が開示とすることによる利益に優越すると認められる場合が観念されることから、高度な行政的判断により裁量的開示を行う余地を残しておくべきとの考えにより設けられているものである。

本提言に基づく条例改正が行われることにより、非公開情報について一定の整理がなされると考えられ、太宰府市としても、現時点において、裁量的開示がなされ得る場面を具体的に想定していないとのことであることから、直ちに裁量的開示の規定を設ける必要性は必ずしも高くはないと考えられる。

以上を踏まえると、現状、直ちに規定を設ける方向で検討するのではなく、今後、更なる運用を重ね、新たに規定を設ける必要性について注視しながら、引き続き検討していくことが望ましい。

(2) 第21条

<論点㉑：手数料>

一般に、行政制度における開示請求（公開請求）について、①開示請求（公開請求）に係る手数料（請求から決定等の通知書を発するまでの事務処理コスト発生分）又は②開示（公開）の実施に係る手数料（複写代等）が求められる。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条では、普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができることと規定しているところ、現行条例では、情報公開請求について、②開示の実施に係る手数料に相当するものとして、写しの交付に要する費用のみを求めている。他方、一部の地方公共団体では、複写だけでなく閲覧についても開示の実施に係る手数料を求めている。

この点、応益原則からは、特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することが望ましく、国の情報公開法においては、①開示請求に係る手数料及び②開示の実施に係る手数料の双方を求めているのに対し、地方公共団体の多くは、①について求めておらず、また、閲覧についても開示の実施に係る手数料を求める地方公

共同体は極めて限定的である。

また、手数料を求める妥当性は認められるものの、「3. 直ちに改正を検討すべき事項」に記載したものは、条例改正を行わないことによる具体の不具合が生じているものであるのに対し、本事項は具体の不具合が生じているわけではない。

以上を踏まえると、現状、直ちに新たに公開請求に係る手数料等を求める方向で検討するのではなく、今後、特に近隣の地方公共団体の状況について注視しながら、引き続き検討していくことが望ましい。他方、公開の実施に係る手数料についても、現下の物価高騰等を注視しながら、既存の手数料を聖域化せずに不断の検討を行っていく必要がある。

5. おわりに

太宰府市情報公開条例は、市民の知る権利を明記し、そして情報公開請求者の範囲を住民以外にも広範に認めるなど市の活動の公開性や説明責任の重要性を前提とした規定を設けている。こうした特徴を有する本条例及び本条例に基づく行政運営により、情報公開請求の件数は増加し、住民自治のみならず民主主義そのものに貢献し、大きな役割を果たしてきた。

他方で本条例制定・施行から25年が経過し、さまざまな課題も散見されている。そこで審議会は太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例第1条に基づき、太宰府市の情報公開法制について調査審議を行い、本建議書「太宰府市情報公開条例の改善の方向性に関する提言」を作成し、太宰府市長に提出する。

審議会は本建議書において、太宰府市情報公開条例に対して、主に、法令やほかの条例との整合性、近隣の地方公共団体の条例との比較及び一般市民のわかりやすさの確保などの観点から提言を行った。センシティブ情報の不開示など一部を除き、多くの提言の終局的な目的は市民の知る権利の保障である。情報公開までの期間の延長も含んでいるが、同時に延長期間の短縮も提言している。延長の常態化は請求者による公開期日の予想を困難にさせる。本提言はこうした事態を回避し、市民の知る権利の保障に寄与しようとするものである。また審議会は行政職員の過剰な業務負担も諸課題の一つとし、その適正化も調査審議における観点に含み入れた。本条例は市民の知る権利を明記しており、行政職員の過剰な業務負担及びその適正化を理由として当該権利を侵害することは許されない。そして公務員は憲法で「全体の奉仕者」と規定されており、公務に従事することは当然のことである。しかしながら、市民の権利の保障と行政職員の業務負担の適正化を同時に追求することは可能であろう。業務の適正化により持続可能で安定的な行政活動がもたらされ、それは終局的には市民の知る権利に寄与するものでもあると考える。

本建議書が太宰府市情報公開条例に対する議論を通じて、本条例の目的とされる市の活動の公開性、説明責任及び市民の知る権利の再確認、そして推進に生かされることを願う。

審議会は今後も、市民の権利のさらなる実現のため、継続して太宰府市の情報公開法制及び個人情報保護法制への調査審議を行う。

以上

太宰府市情報公開条例の 改善の方向性に関する提言（建議） （資料編）

資料1 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会委員 名簿

資料2 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会 審議経過

資料2-① 第1回太宰府市情報公開・個人情報保護審議会 会議概要

資料2-② 第2回太宰府市情報公開・個人情報保護審議会 会議概要

資料2-③ 第3回太宰府市情報公開・個人情報保護審議会 会議概要

資料3 条文比較資料

資料4 情報公開請求の処理状況

太宰府市情報公開・個人情報保護審議会

資料 1

太宰府市情報公開・個人情報保護審議会委員 名簿

令和 5 年 6 月 14 日現在

【会長】	熊谷 善昭	学識経験のある者	弁護士
【会長代理】	百田 繁俊	学識経験のある者	行政実務経験者
【委員】	宮内 紀子	学識経験のある者	法学者
	三輪 貴代	その他規則で定める者	自治会長
	古賀 靖子	その他規則で定める者	消費生活相談員

資料 2

太宰府市情報公開・個人情報保護審議会 審議経過

令和 5 年 5 月 12 日（金）	情報公開法制の現状と課題について
令和 5 年 5 月 26 日（金）	課題・検討事項についての対応方針策定
令和 5 年 6 月 14 日（水）	太宰府市情報公開条例の改善の方向性に関する提言（建議）（案）について

令和 5 年度第 1 回太宰府市情報公開・個人情報保護審議会 会議概要

- 1 開催日時 令和 5 年 4 月 12 日（金）13：30～15：30
- 2 開催場所 太宰府市役所 3F 庁議室
- 3 出席者
（委員） 熊谷 善昭委員
宮内 紀子委員
百田 繁俊委員
三輪 貴代委員
古賀 靖子委員
（筑紫野太宰府消防組合消防本部）
長野次長、梶原総務課長、川原総務企画係長、神原主任
（市事務局）
高原総務部長、村田総務部経営企画担当理事、立石文書情報課長、宮崎文書情報係長、山口主任主事
- 4 傍聴者 0 名
- 5 議事 （4 議題(1)までは筑紫野太宰府消防組合消防本部と合同開催）
 - 1 委嘱状交付
 - 2 太宰府市長あいさつ
 - 3 委員及び事務局職員紹介
 - 4 議 題
 - (1) 審議会会長の選任及び会長代理の指名
 - (2) 審議会の所掌について
 - (3) 審議会の運営要領について
 - (4) 情報公開法制の現状と課題
 - (5) 個人情報の保護に関する法律第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる安全管理措置について
- 6 議事概要
 - (1) 審議会会長の選任及び会長代理の指名
会長は熊谷委員が選任され、会長代理は百田委員が指名された。

【筑紫野太宰府消防組合情報公開・個人情報保護審議会開催(13：45～14：10)】

- (2) 審議会の所掌について
事務局から「資料 2 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例」に沿

い、説明を行った。

(3) 審議会の運営要領について

事務局から「資料3-1 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則」、「資料3-2 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会運営要領(案)」について説明を行った。質疑、意見はなく、委員全員承認により原案で決定した。

(4) 情報公開法制の現状と課題

事務局から「資料4 情報公開法制の現状と課題」に沿い、説明を行った。質疑応答を行い、審議会として対応方策を検討することとなった。対応方針案を作成し、次回、案を基に審議を行うこととなった。

(主な審議内容)

【A委員】10ページ(6) 不開示情報(非公開情報)としての個人の権利利益を害するおそれがある非識別情報について、これまでの情報公開の事例で、もし、本市の条例にこの条文があれば判断が異なり非公開または一部公開になったであろうという事例はあるか。

【事務局】実際の情報公開請求事案ではないが、本市の下水道で薬剤が流れたという事案がある。仮に情報公開請求があった場合、はっきりとした場所は特定されなくても、被害を受けた土地は情報によっては特定され得ると思われる。そういった情報が開示されてしまうと、土地の資産価値にも影響があったり、マイナス方向に働くおそれがあるため、非常にセンシティブな問題になりうるだろうという事例がある。

【A委員】9ページ(5) 不開示情報(非公開情報)としての社会的差別につながるおそれがある情報として判断を行うことのあった事例はあるか。

【事務局】実際の事例はないが、本市も人権都市宣言を行っており、また、太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例を制定している自治体でもある。

【B委員】今回は個人情報保護法の改正に合わせて改正するものか。他の自治体も同じような動きをしているのか。

【事務局】本市では個人情報保護法改正に合わせて、3月議会で情報公開条例の一部改正を行っている。個人情報保護法制にも情報を開示する制度があり、その制度と情報公開制度の整合性を図る必要があり、その改正を行っている最中に「情報」の用語の使い方等、明らかに変えた方がいいのではないかということが見えてきて、条例を見直していくべきであろうという問題意識を持ったところ、この度、課題としてあげさせていただいた。本市独自の取組である。

- 【B委員】太宰府市の条例は、相対的に不開示の範囲が狭い（開示の範囲が広い）条例になっているという印象がある。
- 【事務局】実際、本市だけではなく周辺自治体との取引もある事業者について、当該事業者の情報に対する公開請求が本市にあり、事業者へ意見を求めた際、個別の契約内容の部分であったため開示について難色を示され、周辺自治体では不開示になるのではないかとの意見を伝えられたということがある。
- 【事務局】6ページ(1)のように、情報公開条例を改正せずとも、行政手続条例において解釈を詰めると対処できるものもあるかと思うが、法的に可能かどうかということに加え、市民の目線から分かりやすいか分かりにくいかということも含めてご意見をいただきたい。
- 【A委員】6ページ、20ページ春日市の情報公開条例第3条の2の各号はいずれも却下ということだが、この却下という処分自体が不服申立ての対象となるものか。なるとすれば、この却下との処分をすれば、おそらく不服申立てがなされ、かえって事務が煩雑になるのではないか。
- 【事務局】行政手続条例に基づく処分になるので、不服申立ての対象となると考える。本当に情報の公開を求めている方と、明らかな権利濫用者は見分けがつくと思うが、グレーな請求もかなりある。例として、市の事務の誤りを確認するために情報公開請求を次々行うといった場合まで、却下という判断を行ってよいものか、判断が悩ましいものもある。そのような対応について我々では答えが見えないため、ご意見をいただきたい。
- 【B委員】春日市の条例においても、「正当な理由なく」と「権利の濫用」に当たるということでかなりハードルが高いように思う。
- 【事務局】いくつか権利濫用と認められた裁判例もある。文書の破棄を阻止するための開示請求等の事例もあるが、事実認定は非常に難しいと感じている。
- 【会長】これは今日ここで結論を出すということではなく、継続的に審議をするということではどうか。
- 【事務局】この場では、今後、委員の皆様のご意見をいただけるかどうかというところで、本日の会議で、具体の条文をどう変えていくべきという結論をいただく想定しているわけではない。
- 【C委員】先ほど事務局から説明があった下水に薬剤が流されたという例だが、薬剤がどういうものかにもよるが、11ページの春日市ですが、薬剤が流れてきたら人の生命にかかわってくる情報であり、11ページ不開示にするよりは公開した方がいいような内容のような気がするが、そういうことか。
- 【事務局】中には公開すべき情報とそうでない情報が混在する可能性はある。10ページの個人に関する情報を開示するという局面において、

本市では個人が特定できれば公開する条文となっており、筑紫野市では特定できなくても誰かの権利利益を害するおそれがある場合は公開しないという建付けになっている。先ほどの条文は、いくら非開示情報であったとしても人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報であれば公開するというものである。その土地に住んでいる人からすれば開示しないでくれということになり、また、例えば下流域で農業などを営む方にとっては健康被害等が考えられるという視点で公開請求されますと得られる情報もあるかと考える。実際の請求内容によって、（一般人基準ではなく特定人基準で判断した場合）どこを開示すべきか、当てはまるかということとは違ってくる場合もあるかと思う。

【C委員】土地価格以前に自分が死ぬかもしれないと思うと情報は開示してほしいと思われ、（べき論として）公開・非公開いずれの意見も出てきそうである。

【B委員】10ページの筑紫野市の条文には、ただし次に掲げる情報を除くとあるため、やはりその情報について開示しなければ人の生命に影響を与えると、公にすることが必要であるという、そちらの方が優先されるという条文の作りであるのかなと思う。

【事務局】本市では第10条において号レベルでのバッティングもあろうかと思えます。個人に関する情報は原則公開しないこととなるが、3号事業を営む個人の情報との関係で、どこまでを個人に関する情報と判断するか、我々としてもどうしていくべきか悩ましい場合もある。

【会長】本審議会としてこれらの課題・検討事項に対し、何らかの知見を提供できるのではないかと考える。本審議会として対応方を検討することとしたいと思うが、よろしいか。承認の方は挙手願う。

<全員挙手>

【会長】審議会では対応案を検討することとする。百田委員、宮内委員で専門的な観点から対応方針案を次回までに検討していただきたい。次回それを基に多角的な観点から審議を進めたいと考えている。三輪委員、古賀委員には特に市民目線の観点からご意見・ご指摘をいただきたいが、いかがか。

【委員】はい。

【会長】事務局が提示している事項以外にもお気づきの点があればご指摘をいただきたい。

(5) 個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる安全管理措置について

事務局から「資料5 個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる安全管理措置について」に沿い、説明を行った。次回、事

事務局案を提示し、諮問を行う。

(主な審議内容)

【A委員】近隣市の状況はどうか。

【事務局】特定個人情報ほどの自治体も法に沿って運用を行っているため、安全管理措置の規定は定めているようである。個人情報の安全管理措置については確認していない。

【B委員】2ページにある安全管理措置の具体的措置は、3ページであるセキュリティポリシーの規定で全体として規定はされているということか。

【事務局】包括的に規定している。他方、個人情報保護法においては、個人情報の漏えい等があった場合は個人情報保護委員会に報告しなければならないとされており、個人情報保護法専用の特別ルールがいくつかあるが、そのような規定まではセキュリティポリシーには書かれていないという状況である。

【B委員】アクセス制限等についても規定があるのであれば、個人情報保護に特化したものをまた更に作るということについて、それはどうかというところがよくわからない。個人情報保護委員会の話などは規定が必要かと思ったが、情報管理全体としてやっているとするところさらに特化したものが必要なのかなというところはある。

【事務局】そのあたりも含めてどうしていくべきか詰めていく。

【B委員】マイナンバーは厳格に管理しているか。

【事務局】職員ごとのアクセス制御等もおこなっている。

【会長】次回安全管理措置規定案を諮問されるということでよいか。

【事務局】はい。

【D委員】マイナンバーの情報が漏れたので一時停止することと国から指示があったが、漏えいと関係ない自治体が停止する必要があるのかという議論があったというような新聞記事を見たが、太宰府市は自分のところは漏れていないけど、他で漏れたらどうするかとかは検討しているか。規定はあるかか。

【事務局】本市において漏えい等事故があったということであれば、拡大しないような処置を行い、また関係機関への迅速な連絡等によりその対応を行うが、他市の事故に対しての対応規定はない。

【B委員】その自治体だけの問題ではなく、全国の問題になりそうなものだとなると、それは国の方から対応方針が出るのかなと思う。

【事務局】その通りである。

【会長】今回は具体的な内容の諮問があるとのことなので、またその時にご意見をいただければと思う。

論点①：「実施機関」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	(定義)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいう。	(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに <u>春日市土地開発公社</u> をいう。	(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 <u>土地開発公社</u> 、公営企業管理者の権限を行う市長及び議会をいう。	(1) 実施機関 市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む。）、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び <u>筑紫野市土地開発公社</u> をいう。	(2) 実施機関 市長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいう。	第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、公営企業の管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)並びに <u>福岡県住宅供給公社</u> 、 <u>福岡県道路公社</u> 及び <u>福岡北九州高速道路公社</u> (以下「福岡県住宅供給公社等」という。)をいう。	(1) 実施機関 市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方独立行政法人福岡市立病院機構及び <u>福岡市住宅供給公社</u> をいう。

福岡市土地開発公社は閉鎖（2021.7.30）

論点②：「公営企業管理者」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	(定義)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 <u>公営企業管理者</u> 及び議会をいう。	(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに春日市土地開発公社をいう。	(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、土地開発公社、 <u>公営企業管理者の権限を行う市長</u> 及び議会をいう。	(1) 実施機関 市長(<u>公営企業管理者の権限を行う市長を含む。</u>)、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び筑紫野市土地開発公社をいう。	(2) 実施機関 市長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、 <u>公営企業管理者</u> 及び議会をいう。	第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、 <u>公営企業の管理者</u> 、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)並びに福岡県住宅供給公社、福岡県道路公社及び福岡北九州高速道路公社(以下「福岡県住宅供給公社等」という。)をいう。	(1) 実施機関 市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 <u>公営企業管理者</u> 及び消防長並びに地方独立行政法人福岡市立病院機構及び福岡市住宅供給公社をいう。

論点③：「情報」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(2) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。	(2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。	(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下第15条第2項及び第17条第2項において同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。	(2) 公文書 実施機関の職員（筑紫野市土地開発公社にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。	(1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。	2 この条例において「 公文書 」とは、実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人及び福岡県住宅供給公社等にあっては、役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第十六条第二項において同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。	(2) 公文書 実施機関の職員(地方独立行政法人福岡市立病院機構及び福岡市住宅供給公社にあっては、役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

論点④：「公開」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。				(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		
(3) 情報の公開 情報を閲覧若しくは視聴に供し、又は情報（フィルムを除く。）の写しを交付すること等をいう。				(3) 公文書の開示 公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又は公文書の写しの交付その他規則で定める方法により認識を可能にすることをいう。		
(公開の請求の手続) 第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。	(開示請求) 第3条 2 前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、規則で定める事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。	(開示請求の手続) 第6条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。	(開示請求の手続) 第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。	(請求方法) 第6条 公文書の開示を請求しようとするものは、当該公文書を管理する実施機関に対して、規則で定める事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。	(開示請求の手続) 第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。	(公開請求の手続) 第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

論点⑤：「請求者が補正に応じない場合の対応」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
<p>(公開の請求の手續) 第6条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。</p>	<p>(開示請求) 第3条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。 2 前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、規則で定める事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。</p>	<p>(開示請求の手續) 第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。</p>	<p>(開示請求の手續) 第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。</p>	<p>(請求方法) 第6条 公文書の開示を請求しようとするものは、当該公文書を管理する実施機関に対して、規則で定める事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出してしなければならない。</p>	<p>(開示請求の手續) 第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。</p>	<p>(公開請求の手續) 第6条 前条の規定による公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出してなければならない。</p>
<p>2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。</p>	<p>5 実施機関は、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、春日市行政手続条例(平成8年条例第19号)第7条の規定により相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めるほか、次に掲げる場合で開示請求に係る行政文書の開示の可否の決定(以下「開示可否決定」という。)に支障があると認めるときは、行政文書の特定に必要な事項について確認し、又は相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めるものとする。</p>	<p>2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。</p>	<p>2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求したもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。</p>	<p>2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、公文書の開示を請求したもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。</p>	<p>2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。</p>	<p>2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。</p>
	<p>(1) 開示請求に係る行政文書の範囲が客観的に判断できないため、当該行政文書の識別ができない場合</p>					
	<p>(2) 開示請求に係る行政文書の範囲が著しく広範な場合</p>					
	<p>(3) その他開示請求に係る行政文書の特定が困難であると認められる場合</p>					
	<p>6 実施機関は、前項の規定により開示請求書の補正を求める場合は、開示請求者に対し、当該補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。</p>					
	<p><u>第3条の2 実施機関は、次に掲げる場合は、開示請求を却下することができる。</u></p>					
	<p><u>(1) 前条第5項の規定により定めた期間を経過してもなお開示請求者が正当な理由なく適切な補正を行わないことにより開示可否決定ができない場合</u></p>	<p><u>3 実施機関は、前項に定める期間を経過しても開示請求者が補正に応じないときは、当該開示請求を拒むことができる。</u></p>				

論点⑥：「反覆する公開請求への対応」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
	<p>(開示請求の却下) <u>第3条の2 実施機関は、次に掲げる場合は、開示請求を却下することができる。</u> <u>(2) 開示可否決定を受けたにもかかわらず正当な理由なく同一の内容の開示請求を何度も繰り返すこと等により当該開示請求が権利の濫用に当たると認められる場合</u></p>					

論点⑦：「受理」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
<p>(公開の決定及び通知)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求書を受理したときは、これを受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る情報を公開するか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>(開示請求に対する措置)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、その請求があつた日の翌日から起算して14日(第3条第5項の規定により開示請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は算入しないものとする。)以内に開示請求の却下又は開示可否決定(以下「開示決定等」という。)をし、規則で定めるところにより開示請求者に通知しなければならない。</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第12条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第12条 前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>(開示の決定及び通知)</p> <p>第7条 実施機関は、請求のあつた日から15日以内に、当該請求に係る公文書を開示するか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により開示請求書の補正を求めた場合にあつては、その補正が終了した日から15日以内とする。</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第十二条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から十五日以内に行なければならない。ただし、第六条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>(公開決定等の期限)</p> <p>第12条 前条第1項又は第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があつた日の翌日から起算して7日以内に行なければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>

論点⑧：「公開等決定までの期限」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
<p>(公開の決定及び通知)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求書を受理したときは、これを受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る情報を公開するか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>(開示請求に対する措置)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、その請求があつた日の翌日から起算して14日(第3条第5項の規定により開示請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は算入しないものとする。)以内に開示請求の却下又は開示可否決定(以下「開示決定等」という。)をし、規則で定めるところにより開示請求者に通知しなければならない。</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第12条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第12条 前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>(開示の決定及び通知)</p> <p>第7条 実施機関は、請求のあつた日から15日以内に、当該請求に係る公文書を開示するか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により開示請求書の補正を求めた場合にあつては、その補正が終了した日から15日以内とする。</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第十二条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から十五日以内にしなければならない。ただし、第六条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>(公開決定等の期限)</p> <p>第12条 前条第1項又は第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があつた日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>
<p>2 実施機関は、前項に規定する期限内に同項の決定をすることができないことにつきやむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、公開請求者に対し、当該延長の理由及び延長後の期限を通知しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を16日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、規則で定めるところにより開示請求者に通知しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があつた日から起算して30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があつた日の翌日から起算して30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>2 実施機関は、前項に規定する期限内に同項の決定をすることができないことについてやむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、当該延長の理由及び延長後の期限を通知しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を十五日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を公開請求があつた日の翌日から起算して20日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 前2項に規定する期間の計算に当たっては、福岡市の休日(平成2年福岡市条例第52号)第1条第1項に規定する本市の休日は、算入しないものとする。</p>

論点⑨：「期限の特例」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
	<p>(開示請求に対する措置)</p> <p>第7条 3 実施機関は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、開示請求があつた日の翌日から起算して30日(第1項に規定する補正に要した日数は算入しないものとする。)以内にすべての開示可否決定をすることにより<u>事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前2項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示可否決定をし、残りの行政文書については相当の期間を定めて順次開示可否決定をすることができる。</u></p>	<p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第13条 開示請求に係る公文書が<u>著しく大量であるため</u>、開示請求があつた日から起算して30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより<u>事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りるものとする。</u>この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第13条 開示請求に係る公文書が<u>著しく大量であるため</u>、開示請求があつた日の翌日から起算して30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより<u>事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。</u>この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>		<p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第十三条 開示請求に係る公文書が<u>著しく大量であるため</u>、開示請求があつた日から三十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより<u>事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。</u>この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(公開決定等の期限の特例)</p> <p>第13条 公開請求に係る公文書が<u>著しく大量であるため</u>、前条第2項に規定する期間内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより<u>事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、同条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。</u>この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>
	(1) <u>開示請求に係る行政文書が大量である場合</u>	(1) 本条を適用する旨及びその理由	(1) 本条を適用する旨及びその理由		一 本条を適用する旨及びその理由	(1) 本条を適用する旨及びその理由
	(2) <u>災害その他のやむを得ない事由がある場合</u>	(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限	(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限		二 残りの公文書について開示決定等をする期限	(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

論点⑩：「開示（公開）を受ける者の申出期間」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
<p>(公開の実施) 第9条 実施機関は、第7条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定をしたときは、速やかに、公開請求者に対し、当該情報の公開を行わなければならない。</p>	<p>(開示の実施) 第9条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。</p>	<p>(開示の実施) 第15条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに開示を実施しなければならない。</p>	<p>(開示の実施) 第17条 公文書の開示は、閲覧、視聴又は写しの交付のうち、文書、図画、写真及びフィルムについてはその種別に応じて、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して、それぞれ規則で定める方法により行う。</p>	<p>(開示の実施) 第8条 実施機関は、第7条第1項の規定により公文書の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該公文書の開示を行わなければならない。</p>	<p>(開示の実施及び方法) 第十六条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに公文書の開示の実施をしなければならない。</p>	<p>(公開の実施) 第17条 公文書の公開は、閲覧、視聴又は写しの交付のうち、文書、図画、写真及びフィルムについてはその種別に応じて、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して、それぞれ規則で定める方法により行う。</p>
		<p><u>4 開示の決定に基づき公文書の開示を受ける者は、第11条第1項に規定する通知があった日から起算して60日以内に開示の申出をしなければならない。ただし、当該期間内に申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p>				

論点⑩：「非識別情報の公開」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
<p>(情報の公開義務)</p> <p>第10条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該情報の公開をしなければならない。</p>	<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第4条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p>	<p>(開示しないことができる公文書)</p> <p>第9条 実施機関は、開示の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の開示をしないことができる。</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p>
<p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>

論点⑫：「公益上の義務的開示」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
(情報の公開義務) 第10条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該情報の公開をしなければならない。	(行政文書の開示義務) 第4条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。	(公文書の開示義務) 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。	(公文書の開示義務) 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。	(開示しないことができる公文書) 第9条 実施機関は、開示の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の開示をしないことができる。	(公文書の開示義務) 第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。	(公文書の公開義務) 第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。
(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
	ウ <u>人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</u>	イ <u>人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</u>	イ <u>人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</u>	ウ <u>人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</u>	ロ <u>人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</u>	イ <u>人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</u>

論点⑬：「非公開とする程度的基準」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
(情報の公開義務) 第10条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該情報の公開をしなければならない。	(行政文書の開示義務) 第4条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。	(公文書の開示義務) 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。	(公文書の開示義務) 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。	(開示しないことができる公文書) 第9条 実施機関は、開示の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の開示をしないことができる。	(公文書の開示義務) 第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。	(公文書の公開義務) 第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。
(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を 明らかに害すると認められるもの 。ただし、次に掲げる情報を除く。	(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他 正当な利益を害するおそれ があるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。	(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他 正当な利益を害するおそれ があるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報を除く。	(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びに筑紫野市土地開発公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他 正当な利益を害するおそれ があるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。	(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を 明らかに害すると認められるもの 。ただし、次に掲げる情報を除く。	二 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他 正当な利益を害するおそれ があるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。	(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報				ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報		ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他 正当な利益を害するおそれ があるもの
イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から消費生活その他市民の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報				イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から消費生活その他市民等の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報		イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
ウ ア又はイに掲げる情報に準じる情報であって、公開することが公益上特に必要であると認められるもの				ウ ア又はイに掲げる情報に準じる情報であって、開示することが公益上特に必要であると認められるもの		

論点⑭：「差別につながるおそれがあるセンシティブ情報」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
	第4条 (6) 公にすることにより、 <u>社会的差別につながるおそれがあると認められる情報</u>		第7条 (8) 公にすることにより、 <u>社会的差別につながるおそれがある情報</u>			

論点⑤：「審査請求に係る審理期間」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
<p>(審査請求に関する手続)</p> <p>第13条 公開請求者は、公開等決定に対して不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求をすることができる。</p>	<p>(審査請求)</p> <p>第12条 この条例に基づく開示決定等又は開示請求に係る不作為に対し不服がある者は、実施機関に対して審査請求をすることができる。</p>		<p>(審査請求)</p> <p>第20条 開示決定等又は開示請求に係る実施機関の不作為について不服があるものは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求をすることができる。</p>	<p>(審査請求)</p> <p>第19条 開示請求者は、第7条第1項の決定、第7条の2第2項の開示の決定又は開示請求に係る不作為について不服があるときは、処分庁である当該実施機関に対し、審査請求をすることができる。ただし、審査請求は、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に行わなければならない。</p>		<p>(審査会への諮問等)</p> <p>第20条 前条第1項の審査請求があったときは、当該審査請求に係る審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>当該審査請求があった日の翌日から起算して30日以内に、福岡市情報公開審査会に諮問しなければならない。</u></p>
<p>4 実施機関は、第1項又は前項の規定による審査請求があったときは、<u>当該審査請求を受理した日の翌日から起算して14日以内に</u>、当該審査請求について<u>太宰府市情報公開・個人情報保護審査会</u>(以下「審査会」という。)に行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の<u>弁明書を添えて諮問しなければならない。</u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。</p>	<p>(諮問)</p> <p>第13条 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第43条第1項の規定は、前条の審査請求(市長に対するものを除く。)について準用する。この場合において、同項中「審理員意見書の提出を受けたときは」とあるのは、「審査請求があったときは」と読み替えるものとする。</p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求があったときは、当該審査請求に対する判決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会(第21条に規定する審査会をいう。)に諮問しなければならない。</p>	<p>(審査会への諮問等)</p> <p>第21条 前条の規定による審査請求があったときは、当該審査請求に対する判決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、筑紫野市情報公開審査会に諮問しなければならない。</p>	<p>(審査請求に対する判決)</p> <p>第20条 実施機関は、前条の審査請求があった場合は、当該審査請求が明らかに不適当であるときを除き、遅滞なく、那珂川市情報公開審査会に諮問するとともに、その旨を当該審査請求人に通知しなければならない。</p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第二十条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する判決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、福岡県情報公開審査会に諮問しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定により諮問をした審査庁(以下「諮問庁」という。)は、当該諮問に対する福岡市情報公開審査会の答申を受けたときは、これを尊重して、<u>当該答申があった日の翌日から起算して30日以内に、当該審査請求に対する判決をしなければならない。</u></p>
<p>6 審査会は、第4項の規定により諮問を受けたときは、これを審査し、その<u>諮問を受けた日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対し、その審査の結果を答申しなければならない。</u></p>						
<p>7 実施機関は、前項の答申を尊重し、<u>その答申を受けた日の翌日から起算して14日以内に、審査請求について判決をし、</u>その理由を付して審査請求人に通知しなければならない。</p>				<p>3 実施機関は、前項の判決を行ったときは、当該審査請求人に対し、遅滞なく、その理由を付記した書面をもって通知しなければならない。</p>		

論点⑥：「出資法人の情報公開」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
<p>(出資法人の情報公開)</p> <p>第19条 <u>市長は、市が出資している法人で規則に定めるものに対し、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。</u></p>		<p>(出資法人等の情報公開)</p> <p>第30条 <u>市が出資その他財政支出等を行う法人</u>（以下「<u>出資法人等</u>」という。）は、その性格及び業務内容に応じ、<u>情報公開を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>	<p>(出資法人等の情報公開)</p> <p>第41条 <u>市が出資している法人</u>（筑紫野市土地開発公社を除く。）、<u>市がその者のために債務を負担している法人又は市が補助金、交付金、負担金その他の財政的援助を行っている法人その他の団体で規則で定めるもの</u>（以下「<u>出資法人等</u>」という。）は、その経営状況等に関する情報その他のその保有する<u>情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>	<p>(出資法人等の情報の開示)</p> <p>第15条 <u>市が出資し、又は財政上の援助をしている法人その他の団体</u>（一部事務組合及び広域連合を除く。以下「<u>出資法人等</u>」という。）の財務に関する情報は、地方公共団体の予算の執行の適正を期するため、長の調査権等を定めた地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条の規定の趣旨にのっとり、<u>開示するものとする。</u></p>	<p>(出資法人の情報公開)</p> <p>第三十七条 <u>県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、県との関係の緊密度、その性格及び業務内容を勘案して実施機関が定めるもの</u>(以下「<u>出資法人</u>」という。)は、その性格及び業務内容に応じ、<u>保有する情報の公開に努めるものとする。</u></p>	<p>(出資法人等の情報公開)</p> <p>第39条 <u>市が出資している法人</u>(地方独立行政法人福岡市立病院機構及び福岡市住宅供給公社を除く。)、<u>市がその者のために債務を負担している法人又は市が補助金、交付金、負担金その他の財政的援助を行っている法人その他の団体で規則で定めるもの</u>(以下「<u>出資法人等</u>」という。))は、その経営状況等に関する情報その他のその保有する<u>情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>
		<p>2 <u>実施機関は、出資法人等の情報公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>2 <u>実施機関は、出資法人等に対し、その保有する情報の公開を推進するために必要な助言又は指導等を行うとともに、法令等の規定に基づき、出資法人等の保有する情報を積極的に収集するよう努めるものとする。</u></p>	<p>2 前項において、「出資法人等」とは、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している公益法人、株式会社及び有限会社並びに市が補助金、助成金、交付金、負担金等を交付している法人その他の団体をいう。</p>	<p>2 <u>実施機関は、出資法人に対し、その保有する情報の公開が推進されるよう必要な指導に努めるものとする。</u></p>	<p>2 <u>実施機関は、出資法人等に対し、その保有する情報の公開を推進するために必要な助言、指導等を行うとともに、法令等の規定に基づき、出資法人等の保有する文書を積極的に収集するよう努めるものとする。</u></p>
			<p>3 <u>実施機関は、出資法人等に関する情報について開示請求があった場合において、当該開示請求に係る情報を保有していないときは、地方自治法第221条の規定の趣旨にのっとり当該出資法人等に対し、当該情報を提出するよう求めることができる。</u></p>	<p>3 何人も、出資法人等の財務に関する情報について、市長に対し、その開示を請求することができる。</p>		<p>3 <u>実施機関は、出資法人等に関する文書について公開請求があった場合において、当該公開請求に係る文書を保有していないときは、当該出資法人等に対し、当該文書を提出するよう求めることができる。</u></p>
			<p>4 出資法人等は、前項の規定により情報の提供を求められたときは、速やかに、これに応じるよう努めなければならない。</p>	<p>4 市長は、前項の開示請求があった場合において、実施機関が当該請求に係る情報を保有していないときは、当該出資法人等に対し、当該情報の提出を求めなければならない。</p>		<p>4 実施機関及び出資法人等は、前項の規定による文書の提出及び当該文書の公開決定等を円滑かつ適正に行うため、その提出を求める文書の範囲その他必要な事項について定める協定を締結するよう努めるものとする。</p>
			<p>5 <u>実施機関及び市が100パーセント出資している法人</u>（筑紫野市土地開発公社を除く。以下同じ。）は、前項の規定による情報の提出及び当該公文書の開示決定等を円滑かつ適正に行うため、その提出を求める情報の範囲その他必要な事項について定める協定を締結するよう努めるものとする。</p>	<p>5 出資法人等は、前項の規定により情報の提出を求められたときは、速やかに、これに応じるよう努めなければならない。</p>		
				<p>6 出資法人等の情報の開示の範囲、開示の手続及び審査請求等については、前各項の規定のほか、この条例の規定を準用する。</p>		

論点⑰：「指定管理者の情報公開」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
	<p>(指定管理者の情報公開)</p> <p>第20条 市の公の施設の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、当該公の施設の管理に関する情報の公開について、この条例に定める市の施策に準ずる措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(指定管理者の情報公開)</p> <p>第30条の2 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、その保有する文書であって自らが管理する同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。</p>			<p>(指定管理者の情報公開)</p> <p>第三十七条の二 県が設置した公の施設の管理を行う指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開に努めるものとする。</p>	
	<p>2 市は、公の施設の管理に関し指定管理者が保有する情報の公開が推進されるよう指導、助言、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書であって実施機関が保有していないものに関し閲覧又は写しの交付の申出があったときは、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。</p>			<p>2 実施機関は、前項の指定管理者に対し、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開が推進されるよう必要な指導に努めるものとする。</p>	
	<p>3 指定管理者の公の施設の管理に関する文書で市が保有していないものについて、この条例に基づく開示請求があったときは、市は、当該指定管理者に対し、規則で定めるところにより当該管理に関する文書の提出を求めるものとする。</p>	<p>3 前2項の文書の範囲その他これらの規定による文書の開示及び提出に関し必要な事項については、実施機関が定める。</p>				

論点⑩：「公益上の理由による裁量的開示」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
	<p>(裁量的開示)</p> <p>第5条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。ただし、当該不開示情報が前条第1項第8号に掲げるものである場合を除く。</p>	<p>(公益上の理由による裁量的開示)</p> <p>第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。ただし、第7条第1号に該当する情報を除く。</p>	<p>(公益上の理由による裁量的開示)</p> <p>第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。</p>		<p>(公益上の理由による裁量的開示)</p> <p>第十条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報(第七条第一項第七号の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。</p>	<p>(公益上の理由による裁量的公開)</p> <p>第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第7条第6号の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。</p>

論点②：「手数料」

○太宰府市情報公開条例	○春日市情報公開条例	○大野城市情報公開条例	○筑紫野市情報公開条例	○那珂川市情報公開条例	○福岡県情報公開条例	○福岡市情報公開条例
<p>(費用負担) 第21条 情報の公開の請求又は申出をして、情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。</p>	<p>(費用負担) 第11条 この条例の規定に基づき行政文書の写し(電磁的記録を電磁的媒体に複写したものを含む。)の交付を受ける者は、規則で定めるところにより当該写しの交付に係る費用を負担しなければならない。</p>	<p>(費用負担) 第17条 この条例に基づく公文書の開示については、手数料を徴収しない。 2 第15条第2項の規定により写しの交付(電磁的記録について規則で定める方法を含む。)を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。</p>	<p>(費用負担) 第18条 前条第1項の規定により公文書の写しの交付を受けるものは、筑紫野市手数料条例(平成12年筑紫野市条例第18号)に定める費用を負担しなければならない。</p>	<p>(費用負担) 第28条 公文書の開示は、無料とする。ただし、公文書及び第24条第2項に規定する意見書又は資料の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。 2 前項の費用負担の額については、那珂川市手数料条例(昭和46年条例第5号)の定めるところによるものとする。</p>	<p>(費用負担) 第十七条 この章の規定により開示請求をして、公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。</p>	<p>(費用の負担) 第18条 前条第1項の規定により公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>

資料 4

情報公開請求の処理状況

＜単位：件＞

	請求 件数	処理状況						審査 請求 ・ 異議 申立 (※)	実施機関別件数
		全部 公開	一部 公開	非公開			取り 下げ		
				うち 10条各 号該当	うち 不存在	うち 存否応 答拒否			
令和4年度	459	154	137	14	139	1	14	5	市長178 教委266 企業1 議会11 監査3
令和3年度	169	47	93	9	20	0	0	10	市長53 教委112 議会1 監査3
令和2年度	243	87	87	4	65	0	0	8	市長104 教委126 企業3 議会3 選管2 農業2 監査2 固定1
令和元年度	132	39	47	5	34	0	7	2	市長68 教委53 企業5 議会1 選管1 農業4
平成30年度	77	28	21	2	23	0	3	2	市長50 教委18 企業3 議会6
平成29年度	85	46	23	5	2	0	9	1	市長54 教委24 企業1 議会6
平成28年度	70	37	16	1	16	0	0	0	市長50 教委6 選管2 監査3 企業3 議会6
平成27年度	65	22	38	1	4	0	0	1	市長43 教委13 企業6 議会3
平成26年度	34	22	3	4	5	0	0	2	市長23 教委10 企業1
平成25年度	43	30	11	0	2	0	0	0	市長28 教委13 企業1 議会1
平成24年度	17	13	3	0	1	0	0	0	市長13 教委2 企業1 議会1
平成23年度	16	13	3	0	0	0	0	0	市長15 教委 1
平成22年度	31	21	3	0	7	0	0	0	市長20 教委9 選管1 企業1
平成21年度	14	13	1	0	0	0	0	0	市長12 教委2
平成20年度	16	10	4	1	1	0	0	0	市長14 教委2
平成19年度	22	17	1	0	3	1	0	0	市長13 教委4 選管2 議会3
平成18年度	18	14	2	0	2	0	0	0	市長8 教委6 選管1 企業1 議会2
平成17年度	28	23	0	2	3	-	0	1	市長20 教委6 企業2
平成16年度	21	14	0	1	6	-	0	0	市長17 教委2 企業1 議会1
平成15年度	6	3	3	0	0	-	0	0	市長5 教委2 議会1
平成14年度	16	12	3	0	1	-	0	0	市長11 教委6 企業2 議会2
平成13年度	4	2	2	0	0	-	0	0	市長4
平成12年度	8	3	3	2	0	-	0	2	市長8
平成11年度	8	4	3	1	0	-	0	0	市長7 企業1
平成10年度	4	0	3	1	0	-	0	0	市長3 教委1
平成9年度	1	0	1	0	0	-	0	0	教委1

※行政不服申立制度の変更に伴い、平成27年度までは異議申立件数を、平成28年度以降は審査請求件数を記載。

太宰府市の機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（案）
保護管理者 役割まとめ

R5. 6. 14

全課長が該当

第2章 管理体制

- ・研修の機会の付与（第7条）

第4章 保有個人情報等の取扱い

- ・アクセスできる職員の範囲と権限（第9条）
- ・保有個人情報等の取扱状況の記録（第15条）

第7章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

- ・保有個人情報等の提供（第40条）
- ・業務の委託等（第41条）

第8章 安全管理上の問題への対応

- ・再発防止措置（第42条）

第9章 監査及び点検の実施

- ・監査、点検、報告、評価見直し（第45条～第47条）

システム所管課長のみが該当

第5章 情報システムにおける安全の確保等（システムで取り扱う保有個人情報等に限る）

- ・アクセス制御、記録、監視、不正アクセスの防止（第22条～第26条）
- ・不正プログラムによる漏えい等の防止（第27条）
- ・バックアップ、情報システム設計書等の管理（第31条・第32条）
- ・端末機器の限定、盗難防止等（第33条・第34条）

第6章 管理区域（電算室等）の安全管理

- ・入退管理、管理区域の管理（第38条・第39条）

太宰府市の機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（案）

令和5年 月 日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条～第7条）
- 第3章 職員の責務（第8条）
- 第4章 保有個人情報等の取扱い（第9条～第21条）
- 第5章 情報システムにおける安全の確保等（第22条～第37条）
- 第6章 管理区域（電算室等）の安全管理（第38条・第39条）
- 第7章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等（第40条・第41条）
- 第8章 安全管理上の問題への対応（第42条～第44条）
- 第9章 監査及び点検の実施（第45条～第47条）
- 第10章 補則（第48条～第50条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この指針は、市（太宰府市個人情報の保護に関する法律施行条例第5条第3項に規定する市の機関をいう。以下同じ。）における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条に規定する保有個人情報の安全管理のため、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第12条に規定する個人番号の適切な管理のために必要な措置について定めるものとする。

（定義）

第2条 この指針で使用する用語は、個人情報保護法及び番号法で使用する用語の例による。

第2章 管理体制

（総括保護管理者）

第3条 市に、総括保護管理者1人を置く。

2 総括保護管理者は、総務部長をもって充てる。

3 総括保護管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 保有個人情報及び個人番号（以下「保有個人情報等」という。）の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期又は随時に開催すること。なお、必要に応じて情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者等の参加を求めることができる。

- (2) 前号に掲げるもののほか、市における保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

(保護管理者)

第4条 各課等（太宰府市職務執行規則（昭和43年規則第94号）第2条の2に規定する課及び所、太宰府市教育委員会事務局等組織規則（昭和63年教委規則第10号）第2条第2項に規定する課、太宰府市水道事業及び下水道事業管理規程（昭和57年公企訓令第2号）第2条に規定する課及び会計課並びに選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の各事務局をいう。以下同じ。）に保護管理者1人を置く。

- 2 保護管理者は、各課等の長又はこれに代わる者をもって充てる。
- 3 保護管理者は、各課等における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する。
- 4 保護管理者は、保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、当該情報システムの管理者と連携して前項の事務を行う。
- 5 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）並びにその役割を、別記様式により指定する。
- 6 保護管理者は、各事務取扱担当者が取り扱う個人番号及び特定個人情報の範囲を明確化する。
- 7 保護管理者は、次に掲げる組織体制を整備する。
 - (1) 事務取扱担当者が取扱規定等に違反している事実又は兆候を把握した場合の報告連絡体制
 - (2) 個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を把握した場合の報告連絡体制
 - (3) 個人番号及び特定個人情報を複数の部署で取り扱う場合の各部署の事務分担及び責任の明確化
 - (4) 個人番号及び特定個人情報の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

(保護担当者)

第5条 各課等に、保護担当者1人（業務上必要と認められる場合にあつては複数人）を置く。

- 2 保護担当者は、係の長（係を置かない課等にあつては保護管理者が指名する者）をもって充てる。
- 3 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課等における保有個人情報等の管理に関する事務を行う。

(監査責任者)

第6条 市に、監査責任者1人を置く。

- 2 監査責任者は、文書情報課長をもって充てる。
- 3 監査責任者は、市における保有個人情報等の管理の状況について監査する。

(研修)

第7条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、保有個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

- 2 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課室等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を定期的実施する。
- 3 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のため、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
- 4 保護管理者は、各課等の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のため、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第3章 職員の責務

第8条 職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第4章 保有個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

第9条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容（個人識別の容易性（匿名化の程度等）、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。）に応じて、当該保有個人情報等にアクセス（情報に接する行為をいう。以下同じ。）をする権限（以下「アクセス権限」という。）を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限定するものとする。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスをしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスをしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

(複製等の制限)

第10条 保護管理者は、職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行うものとする。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為として保護管理

者が定めるもの

(誤りの訂正等)

第11条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第12条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、当該媒体の耐火金庫への保管、保管場所の施錠等の保有個人情報等の漏えい等を防止するための措置を講ずるものとする。また、保有個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

(誤送付等の防止)

第13条 職員は、保有個人情報等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄等)

第14条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末機器及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

- 2 保有個人情報等の消去や保有個人情報等が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（2以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第15条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報等の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(外的環境の把握)

第16条 保有個人情報等が、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する

制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人番号の利用の制限)

第17条 事務取扱担当者は、番号法に定める事務の処理を行う場合に限り、個人番号を利用するものとする。

(個人番号の提供の求めの制限)

第18条 事務取扱担当者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第19条 事務取扱担当者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(個人番号及び特定個人情報の収集・保管の制限)

第20条 職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

(取扱区域)

第21条 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずるものとする。

第5章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第22条 保護管理者は、保有個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下第30条を除き、この章及び次章において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等の当該保有個人情報等へのアクセスを制御するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第23条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセスの状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を

講ずるものとする。

(アクセス状況の監視)

第24条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。

(管理者権限の設定)

第25条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第26条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第27条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずるものとする。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第28条 職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製を行う場合には、その対象を必要最小限とし、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。

2 保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第29条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

(入力情報の照合等)

第30条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照

合等を行うものとする。

(バックアップ)

第31条 保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第32条 保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(端末機器の限定)

第33条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の処理を行う端末機器を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末機器の盗難防止等)

第34条 保護管理者は、端末機器の盗難又は紛失の防止のため、端末機器の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末機器を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

(閲覧防止)

第35条 職員は、端末機器の使用に当たっては、保有個人情報等が当該職員以外の者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第36条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずるものとする。

(情報セキュリティポリシー等)

第37条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、太宰府市情報セキュリティポリシー等を参考として、取り扱う保有個人情報等の性質等に照らして適正な情報セキュリティの水準を確保する。

第6章 管理区域(電算室等)の安全管理

(入退管理)

第38条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「電算室」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設（以下「保管庫」という。）を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、電算室の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の電算室の安全を管理するための措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、電算室及び保管庫の入退の管理について、必要があると認めるときは、身分証明書の提示を求めるとともに、立入りに係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）及びパスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(管理区域の管理)

第 39 条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、電算室及び保管庫に制御機能、施錠装置、警報装置及び監視設備の整備等の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、災害等に備え、電算室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第 7 章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

(保有個人情報等の提供)

第40条 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面を取り交わすものとする。

2 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行うことにより当該措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報保護法第70条の規定に基づき、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

4 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号及び特定個人情報を提供してはならない。

(業務の委託等)

第41条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
- (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び第6項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の安全管理措置に関する事項
- (5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- (8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項

2 個人番号利用事務等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先において、番号法に基づき市が果たすべき措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。また、契約書等に、前項で定める事項に加え、以下の事項を明記する。

- (1) 事務所等内からの個人番号及び特定個人情報の持ち出しの禁止に関する事項
- (2) 個人番号及び特定個人情報を取り扱う従事者の明確化及び従事者の監督・教育に関する事項
- (3) 契約内容の遵守状況の報告に関する事項
- (4) 必要に応じて実施可能とする委託先に対する実地の調査に関する事項

3 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。

4 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における責任者及び業務従事者の作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上の確認を行うものとする。

5 前項に掲げるもののほか、個人番号利用事務等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託を受けた者において、市が果たすべき措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

6 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが第4項の措置を講ずるものとする。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 7 前項に掲げるもののほか、保護管理者は、個人番号利用事務等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。
- 8 前各項の規定は、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合であって、当該公の施設の管理業務に伴い保有個人情報等を取り扱うこととなる場合に準用する。
- 9 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等保有個人情報等の取扱いに関する事項を明記するものとする。
- 10 保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部若しくは一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

第8章 安全管理上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

- 第42条 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、職員が法その他関連する法令及び規程等の定め違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全管理の上で問題となる事案の発生又は発生のおそれを認識した場合に、その事案の発生等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告するものとする。
- 2 保護管理者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。
 - 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。また、「情報セキュリティ緊急時対応計画」（以下「対応計画」という。）における情報セキュリティインシデントに該当する場合には、対応計画を踏まえた対応を行うものとする。
 - 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を副市長に速やかに報告するものとする。
 - 5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している部署に当該措置を共有するものとする。

(法に基づく報告及び通知)

第43条 漏えい等が生じた場合であって個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、前条で定める事項と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力する。

(公表等)

第44条 個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

2 公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会事務局に情報提供を行うものとする。また、対応計画における情報セキュリティインシデントに該当する場合には、対応計画を踏まえた対応を行うものとする。

第9章 監査及び点検の実施

(監査)

第45条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から第8章に規定する措置の状況を含む市における保有個人情報等の管理の状況について、定期及び必要に応じ随時に監査（外部監査の委託を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第46条 保護管理者は、各課等における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第47条 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第10章 補則

(個人情報保護委員会事務局への報告)

第48条 保護管理者又は総括保護管理者は、特定個人情報について、漏えい等事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）及び「行政機関における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年9月特定個人情報保護委員会決定）に従って、個人情報保護委員会事務局に報告するものとする。

(情報セキュリティポリシーとの関係)

第49条 情報セキュリティポリシーの規定により、情報システムの管理に関する事項について、

この指針と別段の定めが設けられている場合にあつては、この指針に定めるもののほか、情報セキュリティポリシーの定めるところによる。

(細則)

第50条 この指針の施行に関し必要な事項は、別に総括保護管理者が定める。

2 保護管理者は、この指針を実施し、又は保有個人情報等の適切な管理のため、必要があるときは、実施手順を定めることができる。

附 則

この指針は、令和5年〇月〇日から施行する。

事務取扱担当者一覧（個人単位）

	課	係	氏名	役職	事務	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

注：適宜、行を追加すること。

事務の欄には特定個人情報保護評価書の評価書名に記載の事務を記入すること。

令和5年6月 日

太宰府市長 楠 田 大 蔵 様

太宰府市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 熊 谷 善 昭

個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる安全管理措置
について（答申）（案）

本審議会は、令和5年5月26日付け5太文情第33号の諮問に応じ、個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる安全管理措置に関し、慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。なお、実施の際には、第2章管理体制に規定される保護管理者の役割について、特定の保護管理者の役割である規定も含まれるため、運用に際してはガイドライン等で付記する等、実効性のある運用を行うことが重要である。

記

個人情報保護法第66条第1項に規定する安全管理措置を講ずべき内容（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条に規定する安全管理措置を含む）について、令和5年度第3回審議会（令和5年6月14日開催）において提示された補正後の「太宰府市の機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針(案)」のとおり規定することが適当である。